

早期発見！早期対応！高齢者虐待

～期待される医療機関の役割～



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年4月1日施行（以下「高齢者虐待防止法」という。）は、高齢者が尊厳を保ち生きていけるように、虐待の防止と保護のための措置及び高齢者を支える養護者の負担軽減を図るために制定されたものです。高齢者が地域のかかりつけ医などを受診する機会が多いことから、医療機関は、虐待の可能性に気づくきっかけになる場合があります。虐待の早期発見・早期対応、未然防止に、医療機関の役割は、とても重要です。

栃 木 県

このような行為は**高齢者虐待**にあたります

高齢者：65歳以上の方

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

- ・叩く、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口にさせる、やけどを負わす
- ・ベッドに縛り付ける、身体拘束・抑制、意図的に薬を過剰に服用させるなど



介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護すべき義務を著しく怠ること

- ・空腹状態、脱水症状、栄養失調
- ・入浴させない、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- ・室内にごみを放置するなど、不衛生で劣悪な住環境の中で生活させる
- ・必要な介護・医療サービスを正当な理由なく制限するなど

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又著しく拒絶的な対応、著しい心理的な苦痛を与える言動を行うこと

- ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどしたりし、恥をかかせる
- ・子ども扱いする、侮辱する、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、話しかけに対し無視するなど

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をする又はさせること

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・キス、性器への接触、セックスを強要するなど

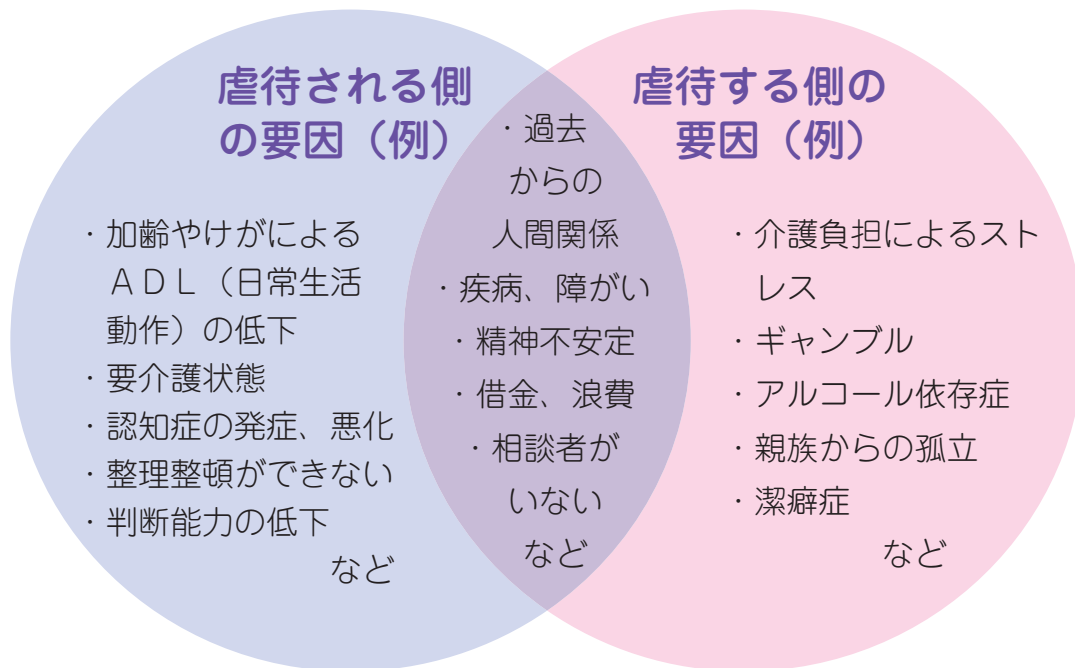


経済的虐待

養護者や親族が高齢者の財産を不当に処分する、又は高齢者から不当に財産上の利益を得ること

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・年金や預貯金を本人の意志・利益に反して使用するなど

どうして高齢者虐待はおこるの？



その他の要因（例）

- ・経済的な問題
- ・近隣や社会との関係の悪さ
- ・人通りの少ない住環境
- ・家屋の老朽化
- など

高齢者虐待が発生する要因は多岐にわたっており、虐待する側、虐待される側それぞれに様々な要因が考えられます。そのため、高齢者虐待は誰にでも起こりうるもので、両者の置かれている現状などを十分に理解する必要があります。

医療機関において、高齢者の患者やその家族と接する際には、こうした要因を一つひとつ改善・解消することにより、高齢者虐待の発生につながる芽を摘むよう努めてください。

認知症と高齢者虐待

虐待を受けた高齢者のうち、要介護認定を受けている方は約7割で、そのうちの約8割の方が認知症ありの判定を受けています。



医療機関の役割

- ・高齢者は、地域のかかりつけ医を受診する機会が多いため、受診の際に不審なけがやあざなど「虐待の可能性」に気づき、早期発見のきっかけとなることがあります。
- ・身体的虐待が疑われるケースで、生命や身体の危険性や緊急性を、医学的見地から判断することが必要な場合があります。
- ・医師の指導は受け入れやすいので、診察やインフォームド・コンセントの機会に、高齢者福祉サービスの利用などを、高齢者や介護者に働きかけることが有効です。
- ・地域包括支援センターを中心とした関係機関ネットワークへの協力 など

➡ **虐待の早期発見・未然防止における医療機関の役割は、極めて重要です。**

高齢者虐待早期発見チェックシート

- 虐待を早期に発見するためには、まず、「疑い」に気づくことが重要です。
- 疑わしいケースに遭遇した場合など、下記事項のチェックを行っててください。
- 該当箇所が多いほど、虐待の可能性が高まってきます。
- これらは、ほんの一例で、ほかにも様々なサインが発せられていることを認識する必要があります。

種別	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック
身体的虐待の可能性	説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁に見られる		ちょっとしたことにおびえ、恐ろしがる	
	腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやみみずばれがある		「家にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある	
	回復状態がさまざまな段階の傷やアザ、骨折の跡がある		医師や福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう	
	頭、顔、頭皮などに傷がある		医師や福祉・保健の関係者に対する話の内容がしばしば変化する	
	臀部や手のひら、背中などにやけどの跡がある		傷やアザに関する説明のつじつまが合わない	
ネグレクトの可能性(介護放棄放任)	居住する部屋、住居が極端に非衛生的である、あるいは異臭がする		身体にかなりの異臭がする	
	部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している		適度な食事をとっていない	
	寝具や衣服が汚れたままであることが多い		栄養失調の状態にある	
	濡れたままの下着を身につけている		物事や周囲のことに対して極度に無関心である	
	かなりの程度の潰瘍や褥そうができています		疾患の症状が明白にあるにもかかわらず、医師の診断を受けていない	
心理的虐待の可能性	指しゃぶり、かみつき、ゆすりなどの悪習慣が見られる		不自然な体重の増減がある	
	不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など)の訴えがある		過度の恐怖心、おびえを示す	
	ヒステリー、強迫観念、強迫行為、恐怖症などの神経症的反応が見られる		強い無力感、あきらめ、なげやりの態度などが見られる	
	食欲の変化、摂食の障害(過食、拒食)が見られる			
性的虐待の可能性	歩行、座位が困難		人目を避け、多くの時間を一人で過ごす	
	肛門や女性性器からの出血や傷がある		医師や福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう	
	生殖器の痛み、かゆみを訴える		自傷行為が見られる	
	ちょっとしたことにおびえ、恐ろしがる		睡眠障害がある	
	通常の行動が変化する			
経済的虐待の可能性	年金や財産などがあり財政的に困っているはずはないのに、お金がないと訴える		資産の状況と衣食住など生活状況との落差が激しい	
	財政的に困っているはずはないのに、本人や家族に費用負担のかかるサービスは受けたくないと言う		知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある	
	サービスの費用負担や生活費の支払が突然できなくなる			

種別	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック
介護者・家族側	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる		高齢者に対して過度に乱暴な口のききかたをする	
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばしている		経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してお金をかけようとしぬい	
	高齢者の健康に関して関心が低く、受診や入院の勧めを拒否する		福祉や保健の専門家に会うことを嫌がる	

通報者の秘密は守られます

高齢者虐待防止法では、養護者及び養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、誰もが市町村に通報しなければならないと規定されています。



養護者による高齢者虐待

家庭内等での虐待を発見した時は、市町村の担当窓口へ通報します。特に生命や身体に重大な危険がある時の通報は義務です。

養護者とは

養介護施設従事者等以外の高齢者を養護する者（家族、親族、同居人等）



養介護施設従事者等による高齢者虐待

施設従事者等が虐待を発見した時は、市町村担当窓口への通報義務があります。

また、施設従事者等以外でも、生命や身体に重大な危険がある時の通報は義務です。

養介護施設従事者等とは

老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設または養介護事業の業務に従事する者



家庭など

発見者

通報

被虐待者

届出

市町村 地域包括支援センター

重大な危険性

立入調査

事実確認

高齢者保護

施設入所など

養護者支援

居宅サービス、
関係機関の相談
支援など

養介護施設など

発見者

通報

被虐待者

届出

市町村 地域包括支援センター

報告

県

施設への報告徴収

施設への実地指導

市町村の 高齢者虐待相談・通報窓口



市町村名	窓口担当課	電 話	ファックス
宇都宮市	高齢福祉課	028-632-2358	028-632-3040
足利市	いきいき長寿課	0284-20-2246	0284-20-1456
栃木市 本庁	高齢福祉課	0282-21-2523	0282-21-2505
栃木市 大平総合支所	健康福祉課	0282-45-1788	0282-45-1138
栃木市 藤岡総合支所	健康福祉課	0282-62-0904	0282-61-1090
栃木市 都賀総合支所	健康福祉課	0282-29-1103	0282-27-7556
佐野市	いきいき高齢課	0283-20-3022	0283-21-3254
鹿沼市	高齢福祉課	0289-63-2175	0289-63-2169
日光市	高齢福祉課	0288-21-2137	0288-21-5533
小山市	高齢生きがい課	0285-22-9542	0285-22-9543
真岡市	福祉課	0285-83-8195	0285-82-2340
大田原市	高齢いきがい課	0287-23-8757	0287-23-4521
矢板市	はつらつ高齢課	0287-43-3896	0287-43-5404
那須塩原市	高齢福祉課	0287-62-7137	0287-63-8911
さくら市	保険高齢対策課	028-681-1116	028-682-0360
那須烏山市	健康福祉課	0287-88-7115	0287-88-6069
下野市	高齢福祉課	0285-52-1115	0285-52-3712
上三川町	保険課	0285-56-9129	0285-56-6868
西方町	保健福祉課	0282-92-0306	0282-91-1121
益子町	健康福祉課	0285-72-8866	0285-70-1141
茂木町	保健福祉課	0285-63-5603	0285-63-5600
市貝町	町民福祉課	0285-68-1113	0285-68-4671
芳賀町	健康福祉課	028-677-6015	028-677-2716
壬生町	健康福祉課	0282-81-1830	0282-81-1121
野木町	健康福祉課	0280-57-4197	0280-57-4193
岩舟町	健康福祉課	0282-55-7759	0282-55-3986
塩谷町	保健福祉課	0287-45-1119	0287-41-1014
高根沢町	健康福祉課	028-675-8105	028-675-8988
那須町	保健福祉課	0287-72-6910	0287-72-0904
那珂川町	健康福祉課	0287-96-2161	0287-96-7910

地域包括支援センターや老人（在宅）介護支援センターでも相談できます。
お問合せは、各市町村の窓口担当課へ！



栃木県

保健福祉部高齢対策課 電話028-623-3049

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20